17 高教職第 1371 号 平成 18 年 3 月 30 日

各市町村(学校組合)立学校長 様

高知県教育委員会事務局 教 職 員 課 長 ( 公 印 省 略 )

# 教職員の引率旅行の旅費の調整について(通知)

職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例等の施行に伴う旅費の取扱いについては、平成18年3月29日付けで通知していますが、改正条例の施行に伴う教職員の引率旅行の旅費の調整については、施行日以後は、別紙のとおりとしますので、十分に了知のうえ、所属職員にも周知を図り、適切な取扱いを行ってください。

なお、これに伴い、平成10年10月16日付け10教総第369号教育長通知「教職員の研修旅行及び引率旅行の旅費の調整について」は、廃止します。

## 教職員の引率旅行の旅費の調整について

## 1 宿泊料及び宿泊諸費

宿泊料は、普通旅費の例による。

宿泊諸費は、夕食代、朝食代がともに定められている場合は、その額を支給する。

ただし、その額が定額を超えている場合は、定額を支給する。

なお、宿泊料金に食事代が含まれており、区分することが困難な場合については、次のと おりとする。

(1) 1泊2食付きの宿泊料金の場合

宿泊諸費は、定額を支給する。

宿泊料金から、宿泊諸費の定額を差し引いた額を宿泊料として支給する。その額が宿泊 料の上限額を超える場合は、上限額を支給する。

(2) 1 泊朝食(又は夕食)付きの宿泊料金と夕食代(又は朝食代)がそれぞれ定められている場合

宿泊諸費は、定額を支給する。

ただし、宿泊料金と区分されている夕食代(又は朝食代)が、宿泊諸費の定額より安価な場合は、その差額を宿泊料金から差し引いた額を宿泊料として支給する。

差引後の宿泊料金の額が、宿泊料の上限額を超える場合、宿泊料は、上限額を支給する。

#### 2 旅行雜費

普通旅費の例による。

### 3 その他

旅行命令権者が必要と認める場合は、観光船舶、観光バス及び貸切バスの経費(1人当たり所要額)を支給する。

なお、貸切バスの経費については、バス代、有料道路代、駐車場代、バスの航送料及び 乗務員経費を認める。

# 引率旅行にかかる宿泊料・宿泊諸費の支給額例(乙地方:宿泊料7,300円、宿泊諸費2,500円)

	宿 泊 料	金	宿泊諸費		合計額
	条 件	金額	条 件	金額	
1	1泊	7,000円	朝·夕食	1,800円	8,800円
2	1泊	7,500円	朝·夕食	1,800円	9,300円
3	1泊	6,500円	朝·夕食	3,000円	9,500円
4	1泊	7,500円	朝·夕食	3,000円	10,500円
(5)	1泊	7,000円	朝·夕食	3,000円	10,000円
6	1泊	7,800円	朝·夕食	2,400円	10,200円
7	1泊2食付き	7,150円			7,150円
8	1泊2食付き	8,600円			8,600円
9	1泊2食付き	10,000円			10,000円
10	1泊朝食(又は夕食)付き	6,800円	夕食(又は朝食)	1,000円	7,800円
11)	1泊朝食(又は夕食)付き	7,500円	夕食(又は朝食)	1,000円	8,500円
12	1泊朝食(又は夕食)付き	6,500円	夕食(又は朝食)	3,000円	9,500円
13	1泊朝食(又は夕食)付き	7,500円	夕食(又は朝食)	3,000円	10,500円
14)	1泊朝食(又は夕食)付き	7,000円	夕食(又は朝食)	3,000円	10,000円
15)	1泊朝食(又は夕食)付き	7,800円	夕食(又は朝食)	2,400円	10,200円

考え	支給額		
宿泊料	宿泊諸費	义和钢	
7,000円	1,800円	8,800円	
7,300円	1,800円	9,100円	
6,500円	2,500円	9,000円	
7,300円	2,500円	9,800円	
7,000円	2,500円	9,500円	
7,300円	2,400円	9,700円	
4,650円	2,500円	7,150円	
6,100円	2,500円	8,600円	
7,300円	2,500円	9,800円	
5,300円	2,500円	7,800円	
6,000円	2,500円	8,500円	
6,500円	2,500円	9,000円	
7,300円	2,500円	9,800円	
7,000円	2,500円	9,500円	
7,300円	2,500円	9,800円	

⑦~⑨ 「教職員の引率旅行の旅費の調整について」 1の(1)に該当 ⑩~⑮ 「教職員の引率旅行の旅費の調整について」 1の(2)に該当

## 教職員の引率旅行の旅費の調整にかかるQ&A

- Q1 修学旅行で、乙地方の区分の地域に、1泊2食付き8,600円(宿泊料と宿泊諸費に区別不可)で宿泊した。この場合、宿泊にかかる経費はいくら支給されるか。
- A 1 乙地方の宿泊料(いわゆる素泊まり料。税・サ込みの額)の上限は7,300円、宿泊 諸費は定額で2,500円である。宿泊料が1泊2食付きで、宿泊料と宿泊諸費に区分す ることができなければ、宿泊諸費は定額を支給し、8,600円から宿泊諸費の定額を差 し引いた額を宿泊料として支給する。
- Q2 乙地方の宿泊施設に1泊朝食付き7,500円(区別不可)で宿泊し、夕食は1,000円のお弁当だった。この場合、宿泊にかかる経費はいくら支給されるか。
- A 2 夕食代、朝食代がともに定められていないため、宿泊諸費は定額の 2,500 円を支給する。ただし、夕食代が 1,000 円と宿泊諸費の定額より安価なことから、定額との差額を支払った宿泊料から差し引いた額を宿泊料として支給する。

(別添「引率旅行にかかる宿泊料・宿泊諸費の支給額例」参照)